

質疑への回答書

各 位

庄 原 市 長
(総務部管財課)

令和7年10月27日に公告を行った「市庁舎3施設 で使用する電力の供給」の入札案件について、
当市に寄せられた質疑に対し、以下のとおり回答します。

最終更新日: 令和7年11月7日

記

質 疑 事 項	回 答
質疑1 (質疑受領日: 令和7年 10 月 31 日) 燃料費等調整額について、契約書案では「本市を管轄するみなし小売電気事業者が電気契約要綱及び標準料金表により定める燃料費調整額離島ユニバーサルサービス調整額及び市場価格調整額で構成される燃料費等調整額に準じて電力量料金を変動させることができるものとする。」と記載がありますが、燃料費等調整額に準ずる電力量料金の変動をしない(燃料費等調整額の請求を行わない)契約方法でも問題ないでしょうか。	回答1 (回答掲載日: 令和7年 11 月5日) 燃料費等調整額に準ずる電力量料金の変動をしない契約方法でも問題はありません。
質疑2 (質疑受領日: 令和7年 11 月 7 日) ○入札に参加できる条件について 「過去5年以内において、高圧受電による1年間以上の電力供給の実績を有する者」とありますが、1 年以上の電力供給の実績の期間の内に取次供給期間も実績に含まれるでしょうか。	回答2 (回答掲載日: 令和7年 11 月7日) 取次供給であっても、直接自社にて需要家と電力供給契約を締結するなどして、自ら高圧受電による電力供給を1年以上行った場合は、本入札への参加条件に定める実績に含むものとします。

〒727-8501 広島県庄原市中本町一丁目 10 番1号
庄原市役所 総務部 管財課 契約係